

2021年1月28日

厚生労働大臣 田村憲久 様

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 申請締切の延長等を求める要望書

会派 厚生労働部会

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ継続している中、連日、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

厚生労働省は昨年10月30日、事実上、日々雇用、シフト制のアルバイト、登録型派遣などの非正規雇用にも大幅に対象拡大する新しいリーフレットを公表しました。しかし、これによって休業支援金・給付金の対象となる方であっても、情報が行き届いていないといった理由から、申請していない方が大勢おられます。

野村総合研究所の調査では、パート・アルバイトの女性のうち「5割以上シフトが減少」かつ「休業手当支給なし」の人（「実質的失業者」）が90万人いると推計されています。また、同調査では「実質的失業者」のうち、休業支援金・給付金のことを知っていたのは1割強しかおらず、知っていても9割近くが申請していないことが明らかにされています。

それにもかかわらず、2020年4月から9月の休業分の申請期限は、今年の1月末とされています。このままでは対象となり得る大勢の方々が、制度の存在すら知らないままに申請期限が到来し、支援から排除されてしまいます。

新型コロナ禍の休業により、休業手当もなく、無収入で困窮する非正規労働者にとって、数十万円の休業支援金は、生活や命にかかわる命綱です。よって、以下の措置を要望いたしますので、速やかに対応して頂くよう強く要請致します。

要望事項

1. 申請期限が今年の1月末までとされている休業支援金・給付金の2020年4月から9月の休業分について、申請期限を3月末までに延長すること。
2. 休業手当が支給されない大企業の労働者について、休業支援金・給付金の対象とすること。

以上